

女性活躍推進法に基づく行動計画について

平成 28 年 4 月 1 日

J A 鳥 取 西 部

鳥取西部農業協同組合は、女性職員が一層活躍できる職場環境を作り、男女問わず全ての職員が仕事と家庭の両立ができ、いきいきと働ける職場を目指し行動計画を策定します。

※ 女性活躍推進法では、女性の活躍推進の取組を着実に前進させるべく、国、地方公共団体、一般事業主それぞれの責務を定め、雇用している、又は雇用しようとする女性労働者に対する活躍の推進に関する取組を実施するよう努めることとされています。

同法では、常用雇用 301 人以上の事業主は行動計画の策定、届出、公表等が義務付けられています。

【行動計画の概要】

1. 計画期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
2. 当組合が取り組む課題
女性職員の職域を拡大し、管理職に占める女性割合の向上をはかる。
3. 目標
管理職（課長級以上）に占める女性割合を 30%以上にする。
4. 具体的な取り組み内容
 - ・ 公平な勤務評価を実施し、男女差なく管理職への登用を行う。
 - ・ 女性職員の少ない部署、業務へ積極的に女性を配置し女性職員の育成・職域の拡大をはかる。
 - ・ 仕事と家庭の両立支援のための制度整備と積極的な活用を促進し女性職員の継続就業をはかる。
 - ・ キャリア支援・意欲向上を目的とし、男女差なくスキルアップ研修等への参加および各種資格取得の斡旋を行う。
5. 当組合の管理職割合

	平成28年3月末時点	平成33年3月末目標
女性職員	26.1%	30%
男性職員	73.9%	70%